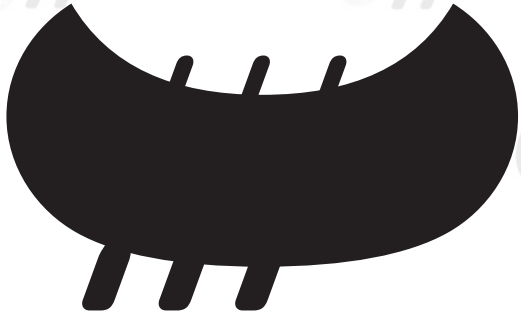
第12回
定時株主総会招集ご通知

株式会社カヤック

サンキューオモシロ
証券コード：3904



面白法人
カヤック

平成29年3月24日（金曜日）午後1時30分から

場所：建長寺　神奈川県鎌倉市山ノ内８

議案：●取締役６名選任の件　●ストック・オプションとして
新株予約権を発行する件

(証券コード 3904)
平成29年３月９日

株　主　各　位

神奈川県鎌倉市小町二丁目14番７号
株式会社カヤック
代表取締役CEO　柳　澤　大　輔

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年３月23日（木曜日）午後６時30分までにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　　平成29年３月24日（金曜日）午後１時30分
2. 場　　所　　神奈川県鎌倉市山ノ内８
   建長寺
3. 目的事項
   報告事項
   1. 第12期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
   2. 第12期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役６名選任の件

第２号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.kayac.com/ir/)に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年 1 月 1 日から
平成28年12月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、政府及び日銀による経済政策・金融緩和政策等を背景として企業収益や雇用情勢の改善がみられるなど、全体として緩やかな回復基調となりました。一方で、海外経済の不確実性の拡大等により先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境としまして、平成27年12月末のスマートフォン保有率は72.0％と過半数を超えるまで拡大しており、インターネット環境は発展を続けております(出所：総務省「平成28年版 情報通信白書」)。インターネット広告市場につきましても、平成27年の市場規模は前年比10.2％増の１兆1,594億円と順調に拡大しております(出所：電通「2015年 日本の広告」)。また、ソーシャルゲームの市場規模は、平成26年度は6,584億円、平成27年度には7,462億円と、市場の拡大が続いております(出所：株式会社CyberZ及び株式会社シード・プランニングの共同調査情報)。

このような事業環境の中で、当社グループは良質なコンテンツをより多くのユーザーに楽しんでいただけるよう提供し続けております。その中でも受託サービスであるクライアントワーク、自社サービスであるソーシャルゲーム及び「Lobi」の３つを主要サービスと位置づけ注力し、相互にシナジーを図りながら事業を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,497,123千円（前年同期比48.4％増)、営業利益は643,106千円（前年同期比63.7％増)、経常利益は687,068千円（前年同期比73.6％増)、親会社株主に帰属する当期純利益は477,440千円（前年同期比82.7％増）となりました。

当社グループの事業セグメントは単一セグメントでありますが、サービス別の売上高の概況は次のとおりであります。

① クライアントワーク

新しい技術とアイデアに挑戦し、クライアントとその先にいるユーザーに新しい体験を提供することで、クライアントのマーケティング及びブランディングに資する広告を提供しております。スマートフォンの普及や新しい技術の出現を背景に、WEB領域にとどまらないリアルと連動した案件の増加がみられております。そのような中で、積極的に業務提携を進めるとともに、VRを利用した案件等の新しい技術への取り組みを積極的に行うことで事業領域の拡大を図っております。この結果、クライアントワーク関連の売上高は、1,413,119千円（前年同期比20.4％増）となりました。

② ソーシャルゲーム

「共闘スポーツRPG」を軸にしたタイトルを展開しており、「ぼくらの甲子園！」シリーズの最新作となる「ぼくらの甲子園！ポケット」が順調に推移しております。また、㈱ガルチの子会社化等、組織規模を拡大させる中で、事業規模の拡大を図っております。この結果、ソーシャルゲーム関連の売上高は、3,107,397千円（前年同期比53.3％増）となりました。

③ Lobi

「Lobi」というスマートフォンゲームに特化したコミュニティ事業を進めております。コミュニティに適した機能の拡充に努めるとともに、「Lobi」と連携するタイトル数を積極的に増加させる中でユーザー数の拡大を図っております。また、コミュニティの活性化を目的としたリアルイベントの分野への展開も開始し、平成28年３月からはユーザー向けの直接課金サービスも開始いたしました。この結果、Lobi関連の売上高は、671,514千円（前年同期比86.7％増）となりました。

④ その他サービス

ゲーム音楽交響楽団「JAGMO」による公演を年間５回、開催いたしました。また、「プラコレWedding」等の新規サービスに積極的に投資を行っております。この結果、その他サービス関連の売上高は、305,092千円（前年同期比110.4％増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は619,708千円であり、主なものは、クリエイターが快適に働く環境をつくることで人材と組織のさらなる充実を図ること並びに鎌倉という地域に根差した経営を行うことを目的とした開発拠点用地の取得551,127千円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中においては、鎌倉における開発拠点用地の取得及び開発拠点の建設を目的として、長期借入金1,300,000千円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

① コーポレートブランド価値の向上

当社は、創業以来「面白法人」としてのブランド化を進めてまいりました。これは、「つくる人を増やす」という経営理念や、「何をするかより誰とするか」や「サイコロ給」等のカヤックスタイルに代表されるように、新しい法人の価値観の共有と実践によるものであります。また、地域貢献の一環として鎌倉で「カマコンバレー」という団体を立ち上げ、地域社会をインターネットで豊かにする取り組みも行っております。「面白法人」ブランドは、当社のこうしたユニークな取り組み等が各種マスメディアで取り上げられる機会が増加するとともに、認知度が徐々に高まりつつあると認識しております。

「面白法人」ブランドの価値向上は、優秀な人材の確保や当社グループの有するコンテンツの強化につながるため、当社グループがさらなる成長をするうえで重要であると考えております。優秀な人材の確保では、当社グループの理念に共感していただいたうえでの採用応募が増えるため、採用力の強化につながります。また、当社グループの有するコンテンツの強化の観点では、当社グループの提供するサービスをまだ利用していない潜在的なユーザーへのマーケティングと既存ユーザーのロイヤリティの向上が可能と考えております。

今後とも「面白法人」らしい様々なサービスの提供と組織制度の構築・運用を実践するとともに、当社グループの活動をコーポレートサイトや各種メディア、書籍等で世の中に継続的に発信しつづけることで、「面白法人」としての当社の知名度を向上させ、コーポレートブランド価値の向上

を図っていく方針です。また、「面白く働けているか」というNPS（Net Promoter Score）を重要な経営指標とすること等により「面白法人」としての組織の成長に努めてまいります。

② 新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年では、スマートフォンやタブレット型端末の普及が進み、関連するマーケットが拡大しております。このような事業環境の下で当社グループが事業を継続的に拡大していくには、スマートフォンに限らず、ハードウェアからソフトウェアまで様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しております。社内で新技術に関する勉強会や新技術を用いたプロダクトの発表会を開催することで、新技術に触れる機会を創出するとともに、サービスへの新技術の積極的な活用を促し、新技術への対応を進めております。また、新技術へ対応すること、新たなサービスを生み出すこと等の「変化すること」を人事評価の項目に含めており、組織として、新しいことに常に挑戦する風土・文化の構築に努めるとともに、アイデア発想法の一つである「ブレインストーミング（ブレスト）」を定常的に会議に利用することで新しい技術及びアイデアを生み出しやすい環境の構築に努めております。

③ 環境に合わせたリソース配分の最適化

当社グループは、主要なサービスとして、クライアントワーク、ソーシャルゲーム及び「Lobi」と特性の異なる３つのサービスを展開しております。

広告キャンペーンの制作を中心としたクライアントワークは、企業の広告予算に影響を受けますが、インターネット関連の広告予算はインターネット出現以来増加し続けており、安定的かつ継続的に収益を伸ばすことができます。

ソーシャルゲームは、ヒットタイトルが生まれることで大きな利益を獲得することができる反面、市場環境の変化、技術の変化、競合企業の出現などに比較的影響を受けやすい傾向があり、リリースしたタイトルの収益性の向上に努めるとともに、常に新しいタイトルを作り続ける必要があります。

スマートフォンゲームに特化したゲームコミュニティ「Lobi」は、導入タイトル数の増加とともにユーザー数の増加が続いており、事業展開のスピードが速い成長フェーズが続いております。

このように複数のサービスを運営する当社グループでは、クリエイターのリソース配分を最適化することで、ユーザーのニーズ及び市場環境の変化に適切に対応する必要があります。そのため、クリエイター比率が90%を超える組織とするとともに、クリエイターのリソースをサービスの垣根をなくして一元的に管理し、状況に応じて配分を変更するアサインシステムを構築しております。これにより急激な環境変化にスムーズに対応し、最適なリソース配分を実現できるよう努めてまいります。また、リソースの一元管理を行うことで、サービス間のノウハウの共有と経験の多様化も促します。

④ 健全性・安全性の維持

当社グループは、ユーザーが安心して利用できるサービスを提供することが、信頼性の向上、ひいては事業の発展に寄与するものと認識しております。当社グループは、ユーザーに対してスマートフォンゲームに特化したゲームコミュニティ「Lobi」等のWeb上でのコミュニケーションの場を提供しており、ユーザーが安心して利用できるようにサイトの安全性や健全性を継続的に強化していくことが必要であると考えております。個人情報保護や知的財産保護等に関するサイトの安全性の強化に加え、利用規約の徹底やサイトパトロール等の体制強化のため、専属の監視チームの設置、監視ツールを開発して、健全性維持に取り組んでおります。

⑤ 内部管理体制の充実

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、今後当社グループの事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、当社グループの成長速度に見合った人材の確保及び育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活動と研修活動を行ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第９期 (平成25年12月期)	第10期 (平成26年12月期)	第11期 (平成27年12月期)	第12期 (平成28年12月期) (当連結会計年度)
売　上　高 (千円)	―	―	3,705,076	5,497,123
経 常 利 益 (千円)	―	―	395,769	687,068
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	―	―	261,289	477,440
１株当たり当期純利益 (円)	―	―	17.39	31.75
総 資 産 額 (千円)	―	―	2,631,094	4,539,384
純 資 産 額 (千円)	―	―	1,670,483	2,189,488
１株当たり純資産額 (円)	―	―	110.52	143.98

(注) 1. 当社グループは第11期より連結計算書類を作成しておりますので、第10期以前の計数は記載しておりません。
2. 当社は、平成28年７月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行いましたが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成25年９月13日) 等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第９期 (平成25年12月期)	第10期 (平成26年12月期)	第11期 (平成27年12月期)	第12期 (平成28年12月期) (当事業年度)
売　上　高 (千円)	2,802,883	2,896,421	3,733,945	5,063,861
経 常 利 益 (千円)	216,484	182,836	410,947	865,146
当期純利益 (千円)	131,778	118,342	270,856	632,425
１株当たり当期純利益 (円)	10.10	9.04	18.02	42.05
総 資 産 額 (千円)	1,806,839	2,352,736	2,632,459	4,616,522
純 資 産 額 (千円)	718,315	1,338,553	1,670,481	2,353,703
１株当たり純資産額 (円)	55.04	89.07	111.16	154.90

(注) 1. 当社は、平成25年12月25日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行いましたが、第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 当社は、平成28年７月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行いましたが、第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
㈱プラコレ	11,500千円	55.0%	ブライダル事業
㈱ガルチ	81,500千円	75.0%	ゲーム事業

(注) 平成28年２月18日付で、㈱ガルチの株式取得及び第三者割当増資を引き受け、連結子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
デジタルコンテンツ事業	デジタルコンテンツを用いてユーザーに面白い体験を提供する事業

(8) 主要な事業所

①当社

名称	所在地
本社	神奈川県鎌倉市小町二丁目14番７号
ヨコハマ展望台支社	神奈川県横浜市西区高島一丁目１番２号

②子会社

名称	所在地
㈱プラコレ	神奈川県横浜市西区高島一丁目１番２号
㈱ガルチ	東京都千代田区外神田三丁目１番16号

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従業員数	346(17)名
前連結会計年度末比増減	113名増

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く）は、最近1年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。

②当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
253(15)名	23名増	29.8歳	3.1年

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く）は、最近1年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。

（10）主要な借入先

借入先	借入残高(千円)
株式会社みずほ銀行	35,000
株式会社横浜銀行	1,320,330

（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　40,000,000株

（2）発行済株式の総数　15,048,710株　（自己株式90株を除く）

（3）株主数　4,326名

（4）大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
柳澤　大輔	3,966,400	26.36
貝畑　政徳	3,420,000	22.73
久場　智喜	3,420,000	22.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	362,200	2.41
株式会社サイバーエージェント	300,000	1.99
みずほ証券株式会社	172,300	1.14
株式会社スタートトゥデイ	150,000	1.00
株式会社SBI証券	80,200	0.53
NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072 482276	80,000	0.53
鈴木　隆一	70,000	0.47

3. 会社の新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成28年12月31日現在)

名称	第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議の日	平成25年12月27日	平成28年４月26日
新株予約権の数	11,100個	12,300個
保有人数 当社取締役	１名	４名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　22,200株	当社普通株式　24,600株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	345円 (注)3	854円 (注)3
新株予約権の行使期間	平成28年１月１日から 平成35年12月24日まで	平成29年１月１日から 平成33年12月24日まで
新株予約権の主な行使条件	(注)1	(注)2

（注）1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。

②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ．平成28年１月１日から平成28年12月31日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の３分の１

ロ．平成29年１月１日から平成29年12月31日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の３分の２

ハ．平成30年１月１日から行使期間の末日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

④新株予約権割当契約書に定める当社による取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。

⑤その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（注）2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。

②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ．平成29年１月１日から平成29年12月31日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の３分の１

ロ．平成30年１月１日から平成30年12月31日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の３分の２

ハ．平成31年１月１日から行使期間の末日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

④新株予約権割当契約書に定める当社による取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。

⑤その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（注）3. 平成28年７月１日付で行った普通株式１株につき普通株式２株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

(平成28年12月31日現在)

名称	第２回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議の日	平成28年４月26日	平成28年12月20日
新株予約権の数	41,700個	10,800個
交付された者の人数 当社従業員 当社の子会社の役員	 77名 １名	 １名 ２名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　83,400株	当社普通株式　10,800株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	854円 (注)2	1,133円
新株予約権の行使期間	平成29年１月１日から 平成33年12月24日まで	平成29年１月１日から 平成33年12月24日まで
新株予約権の主な行使条件	(注)1	(注)1

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。

②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ．平成29年１月１日から平成29年12月31日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の３分の１

ロ．平成30年１月１日から平成30年12月31日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の３分の２

ハ．平成31年１月１日から行使期間の末日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

④新株予約権割当契約書に定める当社による取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。

⑤その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注) 2. 平成28年７月１日付で行った普通株式１株につき普通株式２株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	柳　澤　大　輔	株式会社テー・オー・ダブリュー　社外取締役 株式会社プラコレ　取締役 株式会社クックパッド　社外取締役 株式会社ガルチ　取締役 株式会社鎌倉自宅葬儀社　代表取締役
代表取締役CTO	貝　畑　政　徳	株式会社ガルチ　取締役
代表取締役CBO	久　場　智　喜	―
取締役	藤　川　綱　司	管理本部長
取締役	西　田　　浩	株式会社コンパス　代表取締役
取締役	谷　家　　衛	あすかコーポレイトアドバイザリー株式会社 代表取締役社長 あすかアセットマネジメント株式会社　取締役会長 あすかホールディングス株式会社　取締役会長 株式会社お金のデザイン　取締役会長 StormHarbour Securities(HongKong)Limited Co-CEO 株式会社MYDC 取締役
常勤監査役	阿　部　由　里	株式会社プラコレ　監査役
監査役	中　村　元　彦	税理士法人舞　社員 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス 社外監査役 株式会社ジョルテ　社外監査役 日本公認会計士協会　常務理事 千葉商科大学大学院 会計ファイナンス研究科 教授
監査役	松　本　拓　生	恵比寿松本法律事務所　代表 PGMホールディングス株式会社　社外取締役 ピクスタ株式会社　社外監査役

（注）1. 取締役 西田浩氏及び谷家衛氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 中村元彦氏及び松本拓生氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 西田浩氏、取締役 谷家衛氏、監査役 中村元彦氏及び監査役 松本拓生氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 西田浩氏は、平成28年12月31日に辞任しております。
5. 監査役 中村元彦氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する幅広い専門的知見を有しております。
6. 監査役 松本拓生氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する幅広い専門的知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	６名 (２名)	67,740千円 (7,200千円)
監査役 (うち社外監査役)	３名 (２名)	12,240千円 (7,200千円)
合計 (うち社外役員)	９名 (　４名)	79,980千円 (14,400千円)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成23年３月24日開催の株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成23年３月24日開催の株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役 西田浩氏は、株式会社コンパスの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役 谷家衛氏は、あすかコーポレイトアドバイザリー株式会社の代表取締役社長、あすかアセットマネジメント株式会社の取締役会長、あすかホールディングス株式会社の取締役会長、株式会社お金のデザインの取締役会長、StormHarbour Securities (HongKong) Limited Co-CEO及び株式会社MYDC取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役 中村元彦氏は、税理士法人舞の社員、株式会社ポーラ・オルビスホールディングスの社外監査役、株式会社ジョルテの社外監査役、日本公認会計士協会の常務理事及び千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役 松本拓生氏は、恵比寿松本法律事務所の代表、PGMホールディングス株式会社の社外取締役及びピクスタ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	西田　　浩	当事業年度に開催された取締役会21回中14回出席し、主に経営者及び社外取締役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
取締役	谷家　　衛	当事業年度に開催された取締役会21回中20回出席し、主に経営者及び出身分野である金融の経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
監査役	中村　元彦	当事業年度に開催された取締役会21回中21回、監査役会13回中13回出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的知見からの発言を適宜行っております。
監査役	松本　拓生	当事業年度に開催された取締役会21回中21回、監査役会13回中13回出席し、主に弁護士としての専門的知見からの発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,700千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の合計額	17,700千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査結果の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等について、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備を基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定め、取締役会において決議しております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「コンプライアンス規程」等を制定し、役職員はこれを遵守します。

② 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合するように担保します。

③ コンプライアンス委員会を設置し、全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを促すとともに、研修等を定期的に実施することにより「コンプライアンス規程」等の周知徹底を行います。また、内部通報制度を確立し、不適切な行為の兆候もしくは不適切な行為を発見した場合に報告・相談できるルートを確保します。

④ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査人を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査人は必要に応じて会計監査人と情報交換を実施します。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

② 文書取扱い主管部署は、当社の取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供せるように管理します。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスク管理委員会を設置し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 定例取締役会を毎月１回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。

② 毎月１回の定例取締役会に加え、取締役会の意思決定に資すること、多様なリスクを可能な限り把握し対応するために、執行役員会議を開催します。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役または監査役を当社から１名以上派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督または監査を行います。子会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき管理本部が担当します。子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社への事業の状況に関する定期的な報告と重要事項については適切な承認を得るものとします。

② 内部監査人は、当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が使用人を置くことを求めた場合においては、以下の事項を実施します。

① 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保します。

② 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価においても独立性に影響を与えないように実施します。

(7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。

② 監査役への報告・情報提供は以下のとおり行います。

・取締役会での報告、情報提供

・各事業部長等のヒアリング時の報告、情報提供　等

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役及び内部監査人は、監査役と必要に応じて意見交換を行います。

② 監査役は、取締役会を始め、執行役員会議等重要な会議に出席し、重要な報告を受けとります。

③ 監査役は、会計監査人とコミュニケーションを図ることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における主な取組みにつきましては、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、コンプライアンス関係の規程等を役職員に周知いたしました。また、内部監査人は、当社の内部監査を実施するとともに、監査役及び会計監査人と連携し、子会社の職務執行について報告を受けました。

連結貸借対照表

（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,245,396**	**流動負債**	**1,020,309**
現金及び預金	2,184,883	買掛金	178,036
受取手形及び売掛金	905,515	1年内返済予定の長期借入金	112,570
仕掛品	38,220	未払金	190,083
繰延税金資産	64,378	未払費用	166,349
その他	81,352	未払法人税等	215,439
貸倒引当金	△28,953	その他	157,831
固定資産	**1,293,987**	**固定負債**	**1,329,585**
有形固定資産	**629,601**	長期借入金	1,287,308
建物	107,085	繰延税金負債	42,277
工具、器具及び備品	161,294		
減価償却累計額	△189,906		
土地	551,127	**負債合計**	**2,349,895**
無形固定資産	**226,006**	**純資産の部**	
のれん	177,807	**株主資本**	**1,992,601**
その他	48,199	資本金	493,354
投資その他の資産	**438,380**	資本剰余金	433,354
投資有価証券	273,366	利益剰余金	1,066,006
敷金及び保証金	152,117	自己株式	△113
その他	12,895	**その他の包括利益累計額**	**174,168**
		その他有価証券評価差額金	173,830
		為替換算調整勘定	337
		新株予約権	**22,719**
		純資産合計	**2,189,488**
資産合計	**4,539,384**	**負債・純資産合計**	**4,539,384**

連結損益計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,497,123**
売上原価		**3,135,935**
売上総利益		**2,361,188**
販売費及び一般管理費		**1,718,082**
営業利益		**643,106**
営業外収益		
受取利息	352	
受取配当金	2,860	
補助金収入	27,293	
助成金収入	22,484	
その他	380	53,370
営業外費用		
支払利息	3,224	
支払手数料	1,627	
為替差損	3,252	
その他	1,303	9,407
経常利益		**687,068**
特別利益		
投資有価証券売却益	92,128	92,128
特別損失		
投資有価証券評価損	30,000	
減損損失	13,922	43,922
税金等調整前当期純利益		**735,275**
法人税、住民税及び事業税	297,865	
法人税等調整額	△21,140	276,724
当期純利益		**458,550**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△18,890
親会社株主に帰属する当期純利益		**477,440**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年 1 月 1 日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	489,766	429,766	588,565	—	1,508,098
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	3,588	3,588			7,176
親会社株主に帰属する当期純利益			477,440		477,440
自己株式の取得				△113	△113
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	3,588	3,588	477,440	△113	484,503
当期末残高	493,354	433,354	1,066,006	△113	1,992,601

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	152,815	—	152,815	—	9,569	1,670,483
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						7,176
親会社株主に帰属する当期純利益						477,440
自己株式の取得						△113
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	21,015	337	21,352	22,719	△9,569	34,502
当期変動額合計	21,015	337	21,352	22,719	△9,569	519,005
当期末残高	173,830	337	174,168	22,719	—	2,189,488

連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1. 連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数　　４社

連結子会社の名称

㈱プラコレ

㈱ガルチ

KAYAC HANOI CO.,LTD

㈱鎌倉自宅葬儀社

なお、㈱ガルチの株式及びKAYAC HANOI CO.,LTDの持分を取得により、㈱鎌倉自宅葬儀社を新規設立により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

（2）非連結子会社の数　１社

非連結子会社の名称

GULTI CO.,LTD.

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、KAYAC HANOI CO.,LTDの決算日は３月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同社が12月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、㈱ガルチの決算日を９月30日から12月31日へ変更しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②たな卸資産

仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法を採用しております。但し、平成10年４月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年４月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……６年～18年

工具、器具及び備品……３年～15年

無形固定資産……定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しています。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（1）企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

（2）平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号　平成28年６月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

（連結貸借対照表に関する注記）

担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

土地	551,127千円
計	551,127千円

(2)担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	48,600千円
長期借入金	1,251,400千円
計	1,300,000千円

（連結損益計算書に関する注記）

減損損失

減損損失の内訳は以下のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失
神奈川県横浜市	その他	のれん	13,922千円

当社グループは、独立してキャッシュ・フローを生み出し、継続的な収支の把握がなされる管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行っております。

上記ののれんについては、当社が事業譲受したJAGMOにおいて当初想定していた超過収益力が見込めなくなったことから、のれんの未償却残高の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

（1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末
普通株式	7,514,000	7,534,800	―	15,048,800

（変動事由の概要）

(注1)普通株式の株式数の増加7,514,000株は、平成28年７月１日付けで普通株式１株につき２株の株式分割を行ったことによるものであります。

(注2)普通株式の株式数の増加20,800株は、新株予約権の行使による新株の発行を行ったことによるものであります。

（2）自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末
普通株式	―	90	―	90

（変動事由の概要）

(注)普通株式の自己株式の増加90株は単元未満株の買取による増加であります。

（3）当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　467,400株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営の基本方針である「つくる人を増やす」を実現するために必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い短期的な銀行預金等に限定して運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

① 受取手形及び売掛金

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、経理担当部門が取引先ごとの期日管理を行うとともに、回収遅延のおそれがあるときは事業部門と連絡を取り、速やかに適切な処理を行っています。

② 投資有価証券

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価及び発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直すことにより、リスク軽減に努めております。

③ 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、事業所の賃貸借契約に係るものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、管理部が主要な取引先の状況を適宜にモニタリングし、リスクの軽減を図っております。

④ 買掛金、未払金及び未払費用

買掛金、未払金及び未払費用は、１年以内の支払期日であります。

⑤ 借入金

借入金は、主に事業投資や事業運営に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照)。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,184,883	2,184,883	—
(2) 受取手形及び売掛金	905,515		
貸倒引当金(※1)	△27,283		
	878,232	878,232	—
(3) 投資有価証券	256,116	250,400	—
(4) 敷金及び保証金	152,117	141,083	△11,034
資産計	3,471,350	3,454,600	△11,034
(1) 買掛金	178,036	178,036	—
(2) 未払金	190,083	190,083	—
(3) 未払費用	166,349	166,349	—
(4) 未払法人税等	215,439	215,439	—
(5) 長期借入金（※2)	1,399,878	1,357,756	△42,121
負債計	2,149,786	2,107,665	△42,121

(※1)営業債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(※2)これらの金額には、１年以内返済予定分を含めております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入、新規発行又は新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	17,250

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,184,883	—	—	—
受取手形及び売掛金	905,515	—	—	—
合計	3,090,399	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	112,570	154,440	154,440	154,646	153,177	670,605
合計	112,570	154,440	154,440	154,646	153,177	670,605

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額　　143円98銭

(2) 1株当たり当期純利益　　31円75銭

(注)当社は、平成28年7月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。このため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（企業結合に関する注記）

取得による企業結合

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称　　㈱ガルチ

事業の内容　　ゲームの企画・開発・運営

②企業結合を行った主な理由

㈱ガルチはゲーム開発に特化した会社として、コンシューマ・PC・スマートフォン・VRとマルチプラットフォームでゲーム開発を可能とする経験と高い技術力を有しております。

今後、当社の事業と相互連携を行い、スマートフォンゲームのクリエイティブを向上させることで競争力向上を図るとともに、VR領域やPCオンラインプラットフォーム「Steam」への展開等、新しい挑戦を続けていく中で、さらなる成長を実現するためであります。

③企業結合日

平成28年１月31日（みなし取得日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得及び第三者割当増資の引受

⑤結合後の企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

75.0%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式取得及び第三者割当増資引受により㈱ガルチの議決権の75.0%を取得したためであります。

(2)当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成28年２月１日から平成28年12月31日まで

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	210,000千円
取得原価		210,000千円

(4)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　　3,300千円

(5)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

182,036千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(6)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	161,255千円
固定資産	2,153
資産合計	163,408
流動負債	208,769
固定負債	67,355
負債合計	276,124

貸借対照表

（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,146,076**	**流動負債**	**959,090**
現金及び預金	2,065,687	買掛金	183,723
受取手形	39,465	1年内返済予定の長期借入金	103,930
売掛金	880,634	未払金	179,860
仕掛品	41,208	未払費用	144,000
前払費用	35,086	未払法人税等	215,055
繰延税金資産	64,461	前受金	22,709
預け金	8,220	預り金	25,148
その他	38,735	その他	84,661
貸倒引当金	△27,424	**固定負債**	**1,303,728**
固定資産	**1,470,446**	長期借入金	1,251,400
有形固定資産	**627,178**	繰延税金負債	52,328
建物	106,550		
工具、器具及び備品	156,773		
減価償却累計額	△187,272	**負債合計**	**2,262,819**
土地	551,127	**純資産の部**	
無形固定資産	**6,253**	**株主資本**	**2,157,153**
商標権	481	資本金	493,354
ソフトウェア	5,761	資本剰余金	433,354
その他	10	資本準備金	433,354
投資その他の資産	**837,015**	利益剰余金	1,230,557
投資有価証券	273,366	その他利益剰余金	632,425
関係会社株式	237,910	繰越利益剰余金	598,132
関係会社出資金	25,100	自己株式	△113
関係会社長期貸付金	144,000	**評価・換算差額等**	**173,830**
長期前払費用	1,290	その他有価証券評価差額金	173,830
敷金及び保証金	149,583	**新株予約権**	**22,719**
その他	5,765		
		純資産合計	**2,353,703**
資産合計	**4,616,522**	**負債・純資産合計**	**4,616,522**

損　益　計　算　書

（平成28年 1 月 1 日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**5,063,861**
売上原価		**2,758,554**
売上総利益		**2,305,307**
販売費及び一般管理費		**1,476,451**
営業利益		**828,856**
営業外収益		
受取利息	388	
受取配当金	2,860	
補助金収入	27,293	
助成金収入	11,984	
その他	997	43,523
営業外費用		
支払利息	2,070	
支払手数料	1,627	
為替差損	3,156	
その他	378	7,232
経常利益		**865,146**
特別利益		
投資有価証券売却益	92,128	92,128
特別損失		
投資有価証券評価損	30,000	
減損損失	13,922	43,922
税引前当期純利益		**913,353**
法人税、住民税及び事業税	296,947	
法人税等調整額	△16,019	280,928
当期純利益		**632,425**

株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成28年１月１日残高	489,766	429,766	429,766	598,132	598,132	―	1,517,665
事業年度中の変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	3,588	3,588	3,588				7,176
当期純利益				632,425	632,425		632,425
自己株式の取得						△113	△113
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							―
事業年度中の変動額合計	3,588	3,588	3,588	632,425	632,425	△113	639,487
平成28年12月31日残高	493,354	433,354	433,354	1,230,557	1,230,557	△113	2,157,153

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成28年１月１日残高	152,815	152,815	―	1,670,481
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				7,176
当期純利益				632,425
自己株式の取得				△113
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	21,015	21,015	22,719	43,734
事業年度中の変動額合計	21,015	21,015	22,719	683,221
平成28年12月31日残高	173,830	173,830	22,719	2,353,703

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び子会社出資金……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法を採用しております。但し、平成10年４月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年４月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……６年～18年

工具、器具及び備品……３年～15年

無形固定資産……定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法
株式交付費
支出時に全額費用処理しております。

5. 重要な引当金の計上方法
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しています。

7. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

(1)企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。

(2)平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号　平成28年６月17日)を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。

（貸借対照表に関する注記）

1.　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く。）は次のとおりであります。

短期金銭債権　70,673千円

短期金銭債務　14,236千円

2.　担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

土地	551,127千円
計	551,127千円

(2)担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	48,600千円
長期借入金	1,251,400千円
計	1,300,000千円

（損益計算書に関する注記）

(1) 関係会社との取引高

関係会社との取引高は以下のとおりであります。

営業取引による取引高

売上	72,852千円
売上原価	79,919千円
販売費及び一般管理費	302千円
営業取引以外の取引高	261千円

(2) 減損損失

減損損失の内訳は以下のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失
神奈川県横浜市	その他	のれん	13,922千円

当社は、独立してキャッシュ・フローを生み出し、継続的な収支の把握がなされる管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行っております。

上記ののれんについては、当社が事業譲受したJAGMOにおいて当初想定していた超過収益力が見込めなくなったことから、のれんの未償却残高の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

(1) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末
普通株式	—	90	—	90

(変動事由の概要)

(注)普通株式の自己株式の増加90株は単元未満株の買取による増加であります。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	（単位：千円）
（繰延税金資産）	
未払事業税	16,053
未払金	27,050
未払費用	4,977
資産除去債務	3,320
ソフトウェア償却超過額	10,792
のれん	6,572
前受金	6,346
株式報酬費用	6,952
その他	10,037
繰延税金資産小計	92,098
評価性引当額	△3,320
繰延税金資産合計	88,779
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	76,646
繰延税金負債合計	76,646
繰延税金資産（純額）	12,133

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱プラコレ	(所有)直接55.0	役員の兼任役務の提供	資金の貸付(注)	6,000	その他流動資産	6,000
				資金の貸付(注)	144,000	関係会社長期貸付金	144,000
				利息の受取(注)	261	その他流動資産	261

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

(1) １株当たり純資産額　　154円90銭

(2) １株当たり当期純利益　　42円05銭

(注)当社は、平成28年７月１日付けで普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っております。このため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（企業結合に関する注記）

連結注記表「企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年２月14日

株式会社カヤック
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　沼　田　敦　士　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　林　弘　幸　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社カヤックの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カヤック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年２月14日

株式会社カヤック
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　沼　田　敦　士　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　林　弘　幸　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社カヤックの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
   (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
   (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
   ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
   ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
   ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
   以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。
2. 監査の結果
   (1) 事業報告等の監査結果
   ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
   ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
   ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
   (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
   会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
   (3) 連結計算書類の監査結果
   会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月16日

株式会社カヤック　監査役会

常勤監査役　　阿　部　由　里　㊞
社外監査役　　中　村　元　彦　㊞
社外監査役　　松　本　拓　生　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　取締役６名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（６名）は任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	柳　澤　大　輔 (昭和49年２月19日生)	平成７年４月　株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント入社 平成10年８月　合資会社カヤック設立　無限責任社員 平成17年１月　当社設立　代表取締役就任（現任） 平成27年９月　株式会社テー・オー・ダブリュー　取締役就任（現任） 平成27年11月　株式会社プラコレ　取締役就任（現任） 平成28年３月　クックパッド株式会社　取締役就任（現任） 平成28年３月　株式会社ガルチ　取締役就任（現任） 平成28年８月　株式会社鎌倉自宅葬儀社　代表取締役就任（現任）	3,966,400株
2	貝　畑　政　徳 (昭和49年２月２日生)	平成10年８月　合資会社カヤック設立　無限責任社員 平成17年１月　当社設立　代表取締役就任（現任） 平成28年３月　株式会社ガルチ　取締役就任（現任）	3,420,000株
3	久　場　智　喜 (昭和46年２月14日生)	平成10年８月　合資会社カヤック設立　無限責任社員 平成17年１月　当社設立　代表取締役就任（現任）	3,420,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	藤 川 綱 司 (昭和53年8月20日生)	平成13年 4 月　東京信用金庫入庫 平成17年 4 月　当社入社 平成25年 7 月　当社管理本部長（現任） 平成25年 9 月　当社取締役就任（現任）	—株
5	森 川 徹 治 (昭和41年2月23日生)	平成 2 年 4 月　プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社入社 平成 9 年 5 月　株式会社ディーバ（現 株式会社アバント）設立　代表取締役社長就任（現任） 平成23年 3 月　当社社外取締役就任 平成25年10月　株式会社ディーバ　代表取締役就任（現任） 平成25年10月　DIVA CORPORATION OF AMERICA CEO就任（現任）	—株
6	佐 渡 島 庸 平 (昭和54年7月24日生)	平成14年 4 月　株式会社講談社入社 平成24年10月　株式会社コルク設立　代表取締役社長就任（現任） 平成25年10月　株式会社マグネット（現 株式会社マンバ）設立　取締役就任 平成27年 5 月　株式会社マグネット（現 株式会社マンバ）　代表取締役就任（現任）	—株

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森川徹治及び佐渡島庸平の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、森川徹治及び佐渡島庸平の両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由について
(1) 森川徹治氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を行っていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
(2) 佐渡島庸平氏は、クリエイターの価値を高めるための豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の今後の発展及び、経営全般に対する助言・提言を行っていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 森川徹治及び佐渡島庸平の両氏は、当社との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を賠償限度とする契約を締結する予定であります。

第２号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき当社取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

本議案の新株予約権は、当社及び当社子会社の取締役及び従業員の員数及び職位を基準として割り当てられるものであり、またその額が一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから相当であると存じます。

なお、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は４名（社外取締役を除く。）となります。

１．ストック・オプション制度を導入する目的及び有利な条件による発行を必要とする理由

当社及び当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものです。

２．新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の割当対象者

当社及び当社子会社の取締役及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式50,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(3) 新株予約権の総数

50,000個を上限とする(新株予約権1個につき普通株式１株、但し、前記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)。

(4) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりである。

当該新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日の後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

なお、本総会決議日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

平成32年１月１日から平成36年12月24日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ．平成32年１月１日から平成32年12月31日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の３分の１

ロ．平成33年１月１日から平成33年12月31日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の３分の２

ハ．平成34年１月１日から行使期間の末日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
④ 新株予約権割当契約書に定める当社による取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。
⑤ その他の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の２分の１を資本金に計上し（計算の結果生じる１株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する。）、その余りを資本準備金として計上する。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の取得条項
① 当社は、新株予約権の割当を受けた者が(7)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合には新株予約権を無償で取得することができる。
② 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされ、かつ、当社が取締役会決議により募集新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
③ その他の取得事由及び取得条件については、取締役会決議に基づき、

別途当社と本新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236 条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(5)に準じて決定する。

⑤ 新株予約権を行使できる期間

前記(6)に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記(6)に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(8)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
⑧ 新株予約権の取得事由及び条件
前記(10)に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により発生する端数の処理
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以　上

（メ　モ　欄）

（メ　モ　欄）

株主総会会場ご案内図

場所：**建長寺** 神奈川県鎌倉市山ノ内8



●北鎌倉駅から

JR東海道線大船駅乗り換え、JR横須賀線北鎌倉駅より鎌倉駅方面に向かって徒歩約20分
江ノ電バス北鎌倉駅から建長寺前下車すぐ

●鎌倉駅から

ＪＲ横須賀線、鎌倉駅東口バスのりば
江ノ電バスにて建長寺前下車すぐ